

令和3年度

茨木市監査結果報告書

令和3年11月

茨木市監査委員

監 報 第 6 号
令和3年11月17日

茨木市議会議長
河 本 光 宏 様

| | |
|---------|---------|
| 茨木市監査委員 | 美 田 憲 明 |
| 同 | 伊 藤 真 紀 |
| 同 | 岩 本 守 |
| 同 | 稲 葉 通 宣 |

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

第1 監査の期間

令和3年7月16日～8月24日

第2 監査の対象

下記の団体の令和2年度の補助金等に係る出納その他出納に関連した事務

【財政援助団体】

- 雲見坂広場実行委員会
(コミュニティデイハウス事業補助金)
所管部課 健康医療部 長寿介護課

- 株式会社Next Edge
(放課後児童健全育成事業補助金)
所管部課 こども育成部 学童保育課

【指定管理者】

- 玉櫛小学校区地域協議会
(玉櫛コミュニティセンター指定管理者、指定管理料及び利用料金での運営)
所管部課 市民文化部 市民協働推進課

第3 監査の着眼点

監査は、補助金等については、必要性や交付の目的に沿って適正かつ効率的に執行され、十分効果を上げているかなどに着眼点を置き、実施しました。

公の施設の指定管理については、業務が適正かつ効率的に行われ、十分な効果を上げているかなどに着眼点を置き、実施しました。

第4 監査の実施内容

監査は、団体から関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取することにより、書類調査を行いました。

第5 監査の結果

交付された補助金等及び公の施設の指定管理については、出納その他出納に

関連した事務の執行に関し、主に、次に掲げる指摘事項及び委員意見を付す事例が見受けられました。また、その他にも、口頭等で注意を促しました。

なお、指摘事項及び委員意見は全て監査実施時点のものです。

○ 雲見坂広場実行委員会

(1) 団体概要等

平成27年度に街かどデイハウス事業を開始し、令和2年度からコミュニティデイハウスへ移行されました。高齢者の健康づくり、通いの場・居場所づくり、生きがいに役立つ事業を実施されています。

(2) 補助対象事業 コミュニティデイハウス事業補助金

(3) 補助金交付額 6, 244, 321円

(4) 交付年月日 令和2年4月27日

(5) 監査結果

次に掲げる指摘事項及び委員意見を除き、おおむね適正に執行されていました。

【指摘事項】

- ・ 団体の会則によると、事業年度は4月1日から3月31日とされていますが、令和2年度の収支決算書に令和元年度の2月分と3月分の収入、支出が含まれていました。年度区分は適切に分けてください。
- ・ 複数の一時借入金の案件がありましたが、一時借入金台帳を作成していませんでした。
- ・ 入金が発生した際には、手元に現金を保管せず、できるだけ速やかに街デイ・コミデイの専用口座へ入金してください。（小口現金と一括にして扱わないようにしてください。）（街かどデイハウス・コミュニティデイハウス監査・会計に関する事務について）とされていますが、利用料、食事代の専用口座への入金が速やかに行われていませんでした。
- ・ 収支決算書に記載されているAED（開設補助）の金額が、領収書の金額と一致していませんでした。
- ・ 収支決算書に記載されている備品購入費の合計金額が誤っていました。
- ・ 事業実施計画書、事業実施報告書に記載されている実施施設の有効利用面積と事業用建物賃貸借契約書に記載されている床面積が相違していました。

【委員意見】

- ・ 小口現金の保管額が高額です。高額の現金を保管することはリスクが高いため、取扱金額について、必要最小限となるよう検討してください。
- ・ 小口現金とは、都度発生する少額の支払いに対応するために便宜上保管しておく現金のことです。支払いに期日が設けられるような請求や人件費の支払いは、銀行口座から直接出金、支払処理をするものであり、小口現金から支払いするものではありません。しかしながら、小口現金から設備費や人件費、借入金返済等の高額の出金が見受けられました。
- ・ 現金出納簿、小口現金出納簿について、事故防止の観点から、権限者が都度確認し、確認印を押印すること等を検討してください。
- ・ 一時借入金の返済に際しての謝礼や、スタッフに対する慰労金が支払われていますが、支払いの根拠や金額の根拠が明示されていませんでした。会則では、借入金返済その御礼等はその都度会長が諸般の事情を勘案し金額を決定すると規定されていますが、決定した記録を作成しておらず、補助金の目的に沿った執行とはいえないので、このような支出は慎むとともに、規定を見直してください。
- ・ 本件事業の収支決算に用途不明金が発生していました。速やかに原因を究明し、担当課と対応について協議するとともに、今後そのような問題の発生しない経理の体制を整えてください。

長寿介護課

【指摘事項】

- ・ 実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定する（茨木市コミュニティデイハウス事業補助要綱第13）としているが、実績報告書の添付書類である事業実施報告書で、人件費が補助基準額を超えている事案について、人件費の内容を審査していなかった。

【委員意見】

- ・ 本件事業の収支決算に用途不明金が発生していた。補助金額の算定に影響はないとのことだが、公金である補助金の用途に不明があることは大きな問題である。速やかに原因を究明させるとともに、対応を検討されたい。また他の団体についても同様の問題が発生していないか確認されたい。

○ 株式会社Next Edge

(1) 団体概要等

IT・教育サービス業の企画運営を行うため、平成30年9月に設立されました。従来の教育フォームを根本から変え、子ども達の選択肢を増やすことを目的とされています。

(2) 補助対象事業 放課後児童健全育成事業補助金

(3) 補助金交付額 6,557,000円

(4) 交付年月日 令和2年9月15日

令和3年5月25日

(5) 監査結果

下記のとおり、収支決算書及び各種証憑書類について、著しく正確性を欠くものであったことから、監査を行うことができませんでした。

【委員意見】

- ・ 本件財政援助団体等監査について、令和3年4月1日付け茨監第8号で、令和2年度の茨木市放課後児童健全育成事業補助金について監査を行う旨を通知し、併せて7月16日までに関係資料の提出を求めました。監査委員事務局で予備監査を行ったところ、提出された収支決算書、各種帳簿及び証憑書類に計数の誤りや勘定の不一致、対象外経費の混入等が多数見受けられました。

代表者からの説明は、内容が二転三転するなどはなはだ不完全であり、大半の疑義は解消されず、提出されている全ての資料について、著しく正確性に欠けることが明白となりました。

このような状況下、補助金の執行がその目的に沿ったものであるか、効率的かつ効果的であるかを監査できる状態にはないものとの判断に至りました。速やかに正確な収支決算書を作成し、証憑書類とともに茨木市放課後児童健全育成事業補助要綱第10の審査に付すことを求めます。

学童保育課

【委員意見】

- ・ 本来、実績報告書は、それに基づいて支出する補助金額を確定させる重要な書類であり、内容の正確性は、公金支出の判断に欠くことのできない重要

な要件である。

本件補助金事業においては、補助団体から担当課に提出された実績報告書が著しく正確性に欠け、監査できる状態には到底及ばないものであった。このような状態で、実績報告書が適正であるとして補助金が支出されているが、これは計数確認や帳簿・証憑書類との照合が不十分なことによるものである。担当課においては、実績報告書の審査を、必要かつ十分な検証のもとに行っていたと言うことはできない。

公金の取扱いについて認識を改め、審査体制の改善を図られるとともに、支出した補助金の取扱いについても対応を検討されたい。

また、他の団体についても会計処理が適切であったか確認されたい。

- ・ 放課後児童健全育成事業は、担当課による補助金申請団体についての事業実施団体としての適性の審査が不十分であったと言わざるをえない。特に、株式会社として放課後児童健全育成事業を行う旨の規定が定款に記載されていなかった事例が挙げられる。

担当課においては、補助金交付事務として公金を取り扱っていることを十分に意識して、厳格な審査を徹底されたい。

○ 玉櫛小学校区地域協議会

(1) 団体概要等

玉櫛小学校区内の地域住民と各種組織が協働し、地域の課題の解決に向けた取り組みを進め、自主的、主体的にまちづくりを推進し、地域の特色と個性を活かした住みよい活力のある地域コミュニティを実現することを目的として平成31年4月に設立されました。玉櫛コミュニティセンターの管理運営、地域コミュニティの振興のための活動を行われています。

(2) 指定管理業務

コミュニティセンター施設の管理及び利用の許可に関する業務

(3) 基本協定の指定期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

(4) 指定管理料 4,201,000円

(5) 利用料金収入 1,386,800円（冷暖房利用料等含む）

(6) 監査結果

次に掲げる指摘事項及び委員意見を除き、おおむね適正に執行されていました。

【指摘事項】

- ・ 収支決算書に記載の数値が誤っていました。
また、科目ごとの額について、収支決算書の額と入出金伝票の合計額とが一致しない事例が見受けられました。
- ・ 指定管理者は、翌年度における年度計画書、当該年度における事業報告書を市に提出しなければならない（基本協定書第28条及び第30条）としていますが、年度計画書及び事業報告書を提出すべきところ、代わりに総会資料を提出していました。総会資料は基本協定に基づくものではありませんので、規定の文書を提出してください。
- ・ 利用料金収入や冷暖房収入について、収入として全額を預金口座に入金すべきところ、小口の支払いに充用しており、小口現金と同一の帳簿で管理していました。
- ・ 利用料金の入金伝票は、利用者から受け取った利用料金のみで金額で作成すべき伝票です。しかしながら、消耗品費等の支出と相殺後の金額で作成している事例が多数見受けられました。

【委員意見】

- ・ 会計事務において、経理の正確性は重要です。そのためにも証拠となる書類を作成し、責任者に確認を求めることは、事故防止に有効な方法であると考えられます。

入金から出金を差し引いた額で伝票を作成している事例、また、金額の根拠を証明する資料の添付や説明がなされていない事例が多数見受けられました。

伝票は、収支を分けて、個々の取引ごとに作成するとともに、金額の根拠を明確にし、明瞭で適切な会計処理となるようにしてください。

- ・ 収入処理が完了していないため手元で一時保管している利用料金や冷暖房収入を、小口現金として支払いに充てていました。

利用料金等収入は、収入として預金口座に預けるまで、支払いに使用することは適切ではありません。一方、小口現金は、当座の少額支払いのために管理している現金です。

利用料金等収入と小口現金とは分けて管理し、帳簿もそれぞれ作成してください。

- ・ スタッフ等に支払う報償金についての規程が明文化されていませんでした。報償金を支払う種別や金額などが明確になるよう、規程を作成してください。

市民協働推進課

【指摘事項】

- ・ 指定管理者は、翌年度における年度計画書、当該年度における事業報告書を市に提出しなければならない（基本協定書第28条及び第30条）としているが、提出を受けていなかった。

【委員意見】

- ・ 今回の監査実施にあたり、本年4月1日付けの通知において指定管理者及び市に対し監査実施通知を行い、併せて資料の提出を求めたが、7月16日の提出期限に対し、全ての資料が提出されたのが7月29日であり、10日以上遅延し、監査事務に重大な支障を与えた。

指定管理者の資料提出は担当課を通じて行うよう通知していたため、担当課を経由して提出されているが、指定管理者の提出日と担当課の受領日の記録がなく、遅延したことの責任がどちらにあるのか不明瞭であった。監査資料については提出期限の厳守を徹底されたい。